
社会・産業の発展に寄与する「モバイル空間統計」 利活用のあり方に関する報告書概要

モバイル空間統計による社会・産業の発展に関する研究会

2010年 6月1日

社会・産業の発展に寄与する「モバイル空間統計」利活用のあり方に関する報告書概要 研究会の概要

研究会の目的

- モバイル空間統計の社会・産業の発展に寄与する利活用のあり方についての検討を行うこと。

モバイル空間統計とは、「電気通信サービスを提供する過程で発生する運用データを、社会の情報基盤の構築・整備を目的として統計化した情報」を意味する。

検討のための4つの視点

検討の視点①
モバイル空間統計の有用性

検討結果

- モバイル空間統計は、国内の広範なエリアに関し、細かい時間単位での人数分布や移動などに関する推計値を、従来と比較して低コストかつ短時間で提供することができる。
- 公共・学術・産業分野など、これらの推計値を必要とする分野は多く、モバイル空間統計の提供は社会・産業にとって有用であり、広く提供を行うべきである。

検討の視点②
モバイル空間統計の技術的側面

検討結果

- モバイル空間統計の作成に当たっては、非識別化処理、集計処理、秘匿処理を人手・人目を介さず自動的に、適切な技術的安全性基準および管理体制の下で実施することにより、個人の特定を不可能とすることができると考えられる。
- 上記の各処理が適切に実施されるよう、その処理内容や技術的安全性基準、管理体制について、明文化されたルールを策定すべきである。

検討の視点③
モバイル空間統計の法的側面

検討結果

- モバイル空間統計は、人手・人目を介さず自動的に処理されており、モバイル空間統計によって誰がいつどのように行動したかを個別に把握できなくすることにより、関連する裁判例などに照らし合わせ、モバイル空間統計の作成・提供・活用がプライバシー保護の観点において法的に問題となることは通常ないと考えられる。
- モバイル空間統計は、非識別化処理、集計処理、秘匿処理によって特定の個人を識別できないようにしているため、個人情報保護法上の「個人情報」には該当せず、モバイル空間統計を作成・提供・活用することは、個人情報保護法の適用を受けないと考えられる。

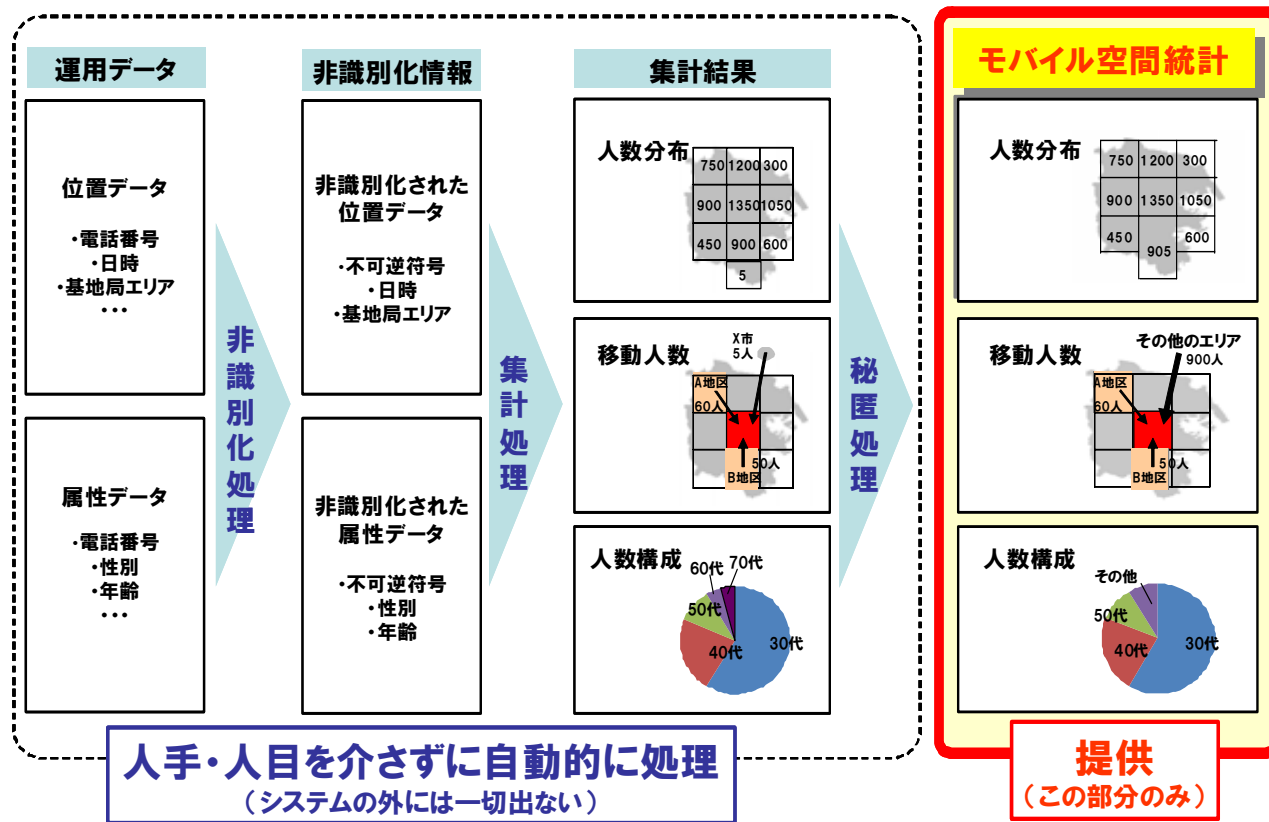
検討の視点④
モバイル空間統計の社会的側面

検討結果

- 一般の消費者に対して、モバイル空間統計がどのようなものであるか、どのような有用性を備えるか、どのようにして技術的安全性を担保するかなどについて、適切に情報を提示することが求められる。
- また、公益性が高い領域において実績を積み上げることや、モバイル空間統計の悪用を防ぐために、提供先による公開や再提供に対して適切な制約を加えるよう提供条件を定めることなどについても併せて検討すべきである。

社会・産業の発展に寄与する「モバイル空間統計」利活用のあり方に関する報告書概要 モバイル空間統計の概要（第3章概要）

- 社会の情報基盤の構築・整備を目的とし、携帯電話事業者のネットワーク設備で生成される運用データを元に、非識別化处理、集計処理、秘匿処理を行うことにより作成される。
- 人数分布、移動人数、人数構成(年齢層別構成や、性別構成など)などを統計的な推計値として提供することにより、公共分野、学術研究分野、産業分野などでの活用が期待される。
- ライフログ活用サービスの一つとして位置づけられるが、典型的なライフログ活用サービスであるパーソナライズ型サービスとは異なる。



社会・産業の発展に寄与する「モバイル空間統計」利活用のあり方に関する報告書概要 モバイル空間統計の有用性の検討（第4章）

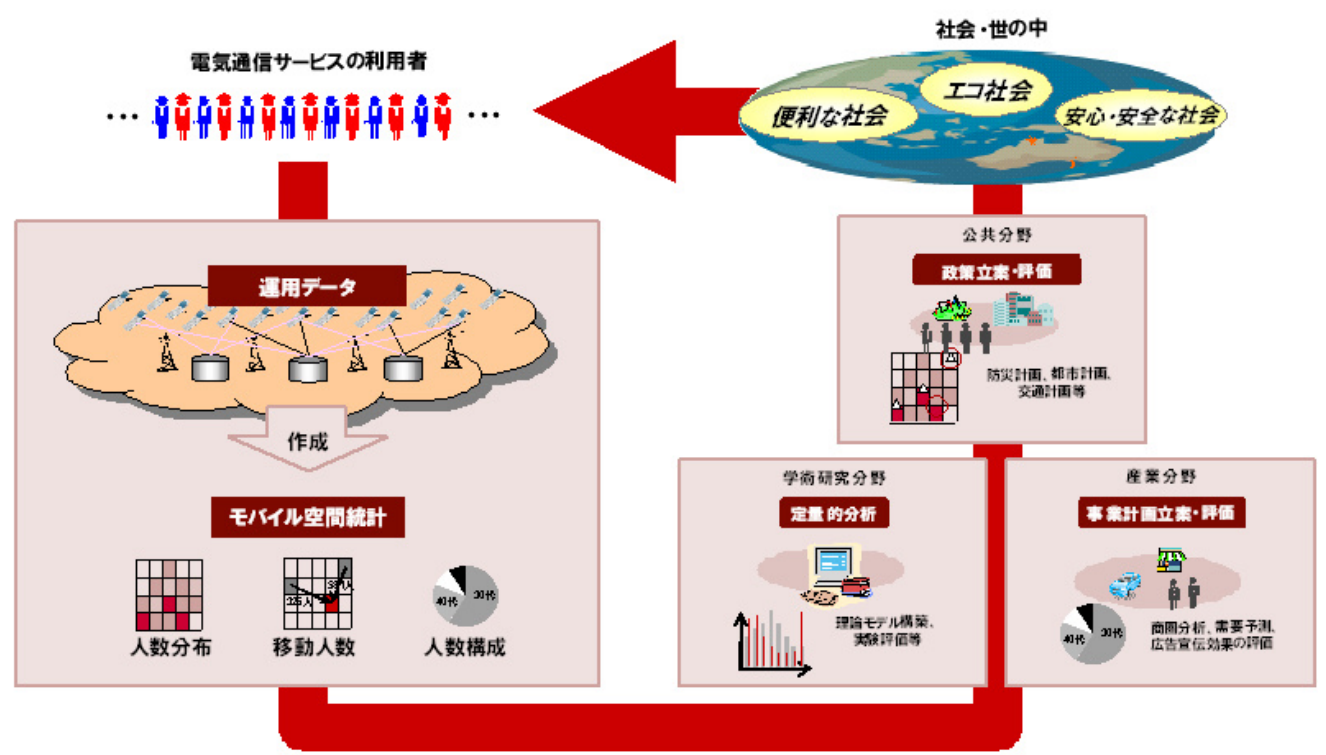
モバイル空間統計の有用性

- 統計対象地域の拡大におけるコストや期間の制約が小さいため、従来の静的統計と比較してより広範な地域を細かな解像度で調査対象とすることが可能。
- 従来の静的統計と比較して細かい時間間隔での統計作成が可能。

上記の有用性から、
次のような分野での活用が期待される

活用が期待される分野

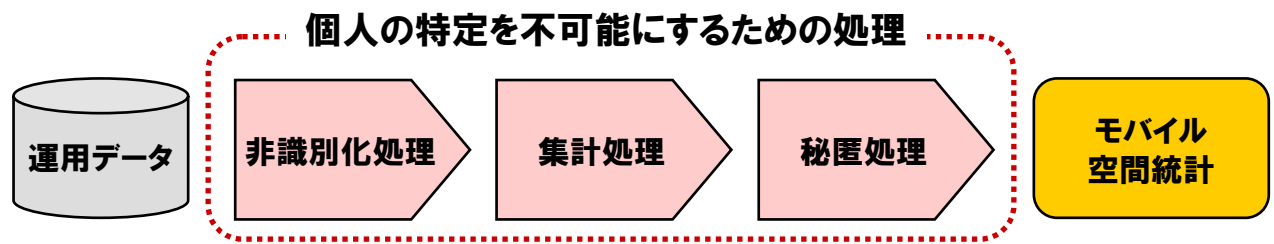
- **公共分野**では、各種政策の企画立案、政策効果の評価などでの活用が想定され、その際、合理性や客観性を担保する基礎データとなることが期待される。
- **学術研究分野**では、様々な定量的分析に活用され、真理の探究や新しいテクノロジー、新たなライフスタイルの創造を支援することが期待される。
- **産業分野**では、事業計画における合理的な意思決定を支える重要な指標となり、経済の発展に寄与することが期待される。



社会・産業の発展に寄与する「モバイル空間統計」利活用のあり方に関する報告書概要 モバイル空間統計の技術的側面からの検討（第5章）

技術的側面からの検討結果

- モバイル空間統計からの個人の特定を防ぐために、非識別化処理、集計処理、秘匿処理の各処理はそれぞれ技術的な観点から適切に実施される必要があるとともに、その処理内容や技術的安全性の基準、管理体制などについてルールを策定すべきである。
- 各処理に関して規定すべき処理内容の概要を下に記載する。



非識別化処理

- 運用データから氏名や電話番号、生年月日などの識別情報を不可逆に取り除く。
- 非識別化に際しては、識別情報を復元できないよう、一方向性関数を用いる。
- 鍵付ハッシュ関数の「鍵」と呼ばれる内部入力値の管理担当者と非識別化情報の担当者を別に定めるなど、厳格な管理体制を敷く。

集計処理

- 母集団推計を行うことにより、統計的な「集団に関する情報」を導出する。
- 具体的には、人数分布の推計に係る処理、移動人数の推計に係る処理、性別・年齢層別などの属性別の人数構成の推計に係る処理などを含む。
- 個人特定の懸念に対しては、公的統計における考え方を援用し、集計処理の後に秘匿処理を実施することによる対処を基本とする。

秘匿処理

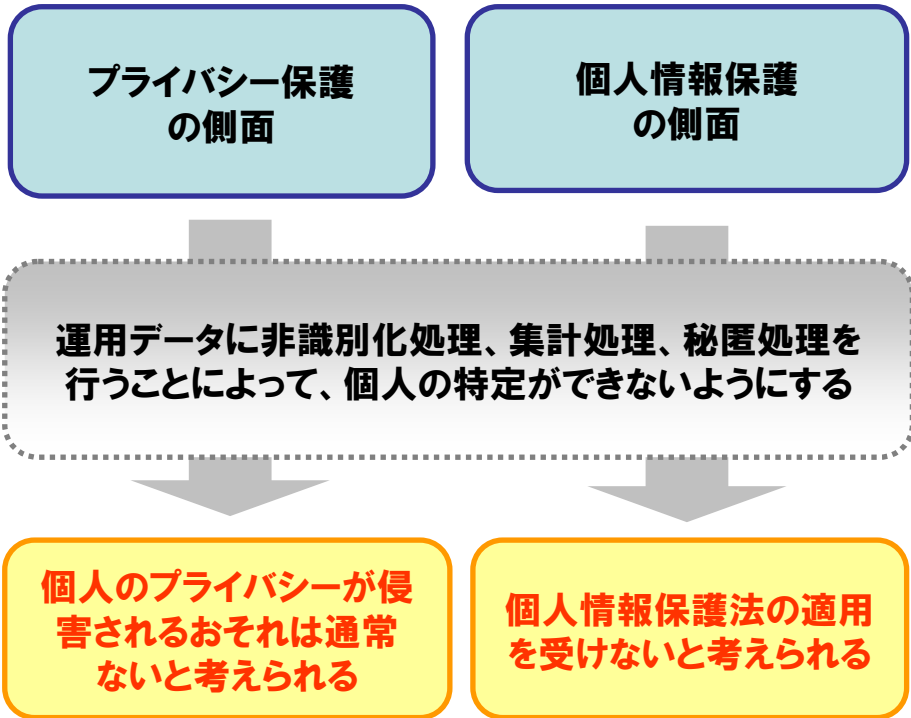
- 集計前の個々の情報が推定できる可能性がある場合、集計結果から「ごく少数」の集団に関する情報を秘匿する。
- 集計単位における最少人数は「10人」が適切である。これは、国内外の公的統計で一般的に用いられる基準のうち、最も厳しいレベルの基準である。
- 秘匿処理を行うに際しては、公的統計における採用事例や技術開発動向を参考に、活用上の有用性とプライバシー保護の両面を勘案して適切と考えられる方法を用いるとともに、二次秘匿の必要性にも十分に留意する。

本項における検討に基づき、モバイル空間統計の作成に当たり遵守すべき基本的事項を「モバイル空間統計の作成に係るガイドライン」として示す。

社会・産業の発展に寄与する「モバイル空間統計」利活用のあり方に関する報告書概要 モバイル空間統計の法的側面からの検討（第6章）

法的側面からの検討結果

- モバイル空間統計作成・提供・活用に関する法的側面からの検討としては、「プライバシー保護」および「個人情報保護」の側面に大別される。
- それぞれの側面から、過去の裁判例における考え方などを踏まえ、モバイル空間統計における問題の有無を検討した。
- その結果、モバイル空間統計の作成・提供・活用が、プライバシー保護や個人情報保護の観点から問題となることは通常ないと考えられる。



裁判例等における考え方

- 個人を識別できない情報についてプライバシー侵害の成立を認めた事例はない。個人を識別できなければ、誰のプライバシーに関するものかを特定することもできないため、プライバシーが侵害される人が存在しない。
- 情報を取り扱う過程において、個人を識別しうる情報を取り扱う場合にも、視覚的に認識できない仕組みによって自動処理する場合については、権利侵害を否定した裁判例がある。
- 「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」には、「特定の個人を識別することができない統計情報」は個人情報保護法上の「個人情報」に該当しない旨記載されている。
- 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」でも、個人情報を匿名化するために個人情報に加工を行うことを、利用目的による制限の例外として認めている

社会・産業の発展に寄与する「モバイル空間統計」利活用のあり方に関する報告書概要 モバイル空間統計の社会的側面からの検討（第7章）

社会的側面からの検討結果

- モバイル空間統計は外部に提供され、各分野において活用されることによって、社会の情報基盤の構築・整備に寄与する。
- モバイル空間統計が社会に根付き、この社会的価値が最大限活用されるためには、その価値や活用のあり方、作成方法などについて、社会に丁寧な説明を行うことが大切である。
- 今後のモバイル空間統計の作成・提供・活用を円滑に推進していくためには、次のような配慮をしていくことが求められる。

モバイル空間統計の作成・提供・活用を 円滑に進めるための配慮

- モバイル空間統計とはどのようなものであるかについての説明
- 社会的価値の広報活動と、公益性の高い分野への提供実績の積み上げ
- 作成ルールの明文化と公開、および運用管理体制の説明
- 自身に関わるデータの利用停止を希望する利用者に対して、法的義務の有無にかかわらず、利用を停止する手段の設置
- 公序良俗に反する利用の禁止、第三者による不適切な利用を防ぐための公開・再提供条件の明確化